

改正案	現行
<p>（証券専門会社等の業務等） 第六十九条（略） 2～4（略） 5 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十一條第一項、第十四條第一項若しくは第十六條第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社 六～八（略） 6～10（略）</p>	<p>（証券専門会社等の業務等） 第六十九条（略） 2～4（略） 5 法第三十九条第一項第七号及び第四十条第七項に規定する主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一～四（略） 五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項又は第十六條第一項に規定する認定を受けている会社 六～八（略） 6～10（略）</p>

